

川場村地方就職支援金支給要綱

令和6年8月28日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏の大学生等の本村への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、川場村地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を支給することにより、卒業時のUIJターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とし、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支給する地方就職支援金に関し、群馬県地方就職学生支援事業費補助金交付要綱の別紙、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学生等 大学又は大学院を卒業又は修了した者をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(支給金額)

第3条 地方就職支援金の金額は、原則として次のとおりとし、1人1回を限度として次のとおり支給する。

- (1) 交通費補助
 - ア 定額支給 就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。
 - イ 次に掲げる場合は、定額支給によらず算出した額を支給する。

(ア) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合 自己負担額の2分の1以内の額とし、支給上限額は、6,000円とする。(支給金額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てた額とし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てた額とする。)

(イ) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 群馬県旅費支給規則(昭和38年群馬県規則第42号)に基づく往復交通費(1万2,000円)から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内の額(支給金額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てた額とし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てた額とする。)とし、支給上限額は6,000円とする。ただし、官公庁等(第3セクターのうち、地方公共団体から補助金を受けている法人を除く。以下第4条第3号において同じ。)が交通費の一部を支給している場合は、一律対象外とする。

(2) 移転費補助

ア 移住にかかった費用について、実費(上限6万6,000円)を支給する。ただし、就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として移転費補助の対象外とする。

イ 実費での支給金額のうち1,000円未満の端数が生じた場合は、1,000円未満を切り捨てた額とする。

ウ 移転費補助の対象は、運送費用とする。運送費用とは、引越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用とし、明細等で確認するものとする。

(支給要件)

第4条 村長は、次に掲げる要件を全て満たす転入者に対し、予算の範囲内において、地方就職支援金を支給する。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学又は大学院(以下「大学等」という。)の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(条件不利地域を除く。)のキャンパス

に原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費補助については、在学中（大学等に在籍する者であって、卒業又は修了見込みであるものをいう。以下同じ。）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本村に移住したこと。ただし、交通費補助については、申請時（申請した日時点をいう。以下同じ。）で移住していなくても、群馬県内に所在する企業に就職することが内定している場合は、対象とする。

イ 本村に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費補助を申請する場合は、卒業又は修了した後に次号の要件を満たす企業等に就職し、本村に移住する意思を有していること。

ウ 地方就職支援金の支給決定がされた後であって、県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

エ 地方就職支援金の申請時において、卒業又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費補助を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件として、次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 第1号の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に、勤務地が群馬県内に所在する企業に就職していること。ただし、国家公務員は対象外とする。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

いこと。

(エ) 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、村長が、次の要件を全てを満たして適当と認めるものについては、対象とする。

a 移住先の居住地から通勤時間が90分以内の官公庁等であること。

b 当該官公庁等が赴任旅費の規定を設けていないこと。

(オ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費補助については、対象とすることができ。

イ 就業条件等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に地方就職支援金を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 本村から通勤可能な群馬県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に地方就職支援金を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 川場村暴力団排除条例（平成24年川場村条例第16号）第2条に規定されている者（以下「暴力団等」という。）でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他群馬県知事又は村長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(申請)

第5条 地方就職支援金の申請者は、本村が定める日までに次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 交通費補助

ア 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類）

イ 地方就職支援金支給申請書（別記様式第1号）

ウ 就業先企業による内定証明書（別記様式第2号）又は就業証明書（別記様式第3号）

エ 在学証明書（在学中の申請の場合であって、卒業又は修了学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（公印）すること。）、又は卒業又は修了証明書（卒業又は修了した日が就業開始日から1年以内のもの）

オ 交通費の領収書

カ 移住元の住所を確認できる資料

キ 前条各号の要件に該当することを証する書類

(2) 移転費補助

ア 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類）

イ 地方就職支援金支給申請書（別記様式第1号）

ウ 就業先企業による証明書（内定証明書（別記様式第2号）又は就業証明書（別記様式第3号））

エ 卒業又は修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）

オ 移住にかかる経費（移転費）の領収書及び明細がわかるもの

カ 移住元の住所を確認できる資料

キ 前条各号の要件に該当することを証する書類

（支給決定及び支給方法等）

第6条 村長は、前条の申請が第4条の全ての要件を満たしていると認めるときは、地方就職支援金支給決定通知書（別記様式第4号）を通知するものとする。

2 審査の結果、地方就職支援金の支給を不相当と認める場合又は予算上の理由等に

より当該年度における支援金の支給が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

3 第1項の規定により支給決定を受けた者は、支給決定通知書が届いた日から1か月以内に、地方就職支援金請求書（別記様式第5号）を村長に提出しなければならない。

4 村長は、前項の請求書が提出された場合は、速やかに地方就職支援金の金額を支給するものとする。

（報告及び立入検査）

第7条 群馬県及び本村は、川場村地方就職支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、川場村地方就職支援事業に関する報告及び立入検査を求めることができる。

（支援金の返還）

第8条 村長は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その区分に応じて、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、村長が認めた場合には、この限りでない。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本村に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本村に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。）

オ 本村への転入日から3年未滿で本村以外の市町村に転出した場合ただし、在

学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(2) 半額の返還

本村への転入日から3年以上5年以内に本村以外の市町村に転出した場合
ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の支給に関し必要な事項は、
村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。